

【インボイス制度】

大津菊陽水道企業団の適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ及び適格請求書発行事業者登録のお願いについて

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行することができるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス発行事業者登録を行いました

大津菊陽水道企業団では、インボイス発行事業者登録を行いましたのでお知らせします。

（登録番号）

【大津菊陽水道企業団水道事業】 [T9000020438715](#)

事業者の皆さまへ

制度開始以降に、大津菊陽水道企業団との間で、工事請負、業務委託または、物品納入等の契約（取引）をしようとする場合、消費税を納付する義務のある課税売上高が1,000万円を超える事業者の皆さまにつきましては、令和5年3月31日までに、インボイス発行事業者になるための登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※インボイス制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。